

ASAHI ネット LTE 特約 新旧対照表 2026 年 4 月 1 日改正

改正後		改正前
第 3 条 契約 <u>2. 本サービスにおける回線交換サービス(音声通話機能付き SIM カード利用)の申込をする場合、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年 4 月 15 日法律第 31 号)に基づき、本人確認のため、当社が別途定める方法で、当社が定める期限までに本人確認を実施する必要があります。</u> (現行の第 2 項以降を順次繰り下げ)	(追加)	第 3 条 契約
第 4 条 MNP (現行の第 2 項は第 1 項へと繰り上げ)	(削除)	第 4 条 MNP <u>1. 会員が、本サービスにおける回線交換サービス(音声通話機能付き SIM カード利用)の申込をする場合、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年 4 月 15 日法律第 31 号)に基づき、本人確認のため、当社が別途定める書類を、当社が定める期限までに提出する必要があります。</u>
第 12 条 解除および損害賠償 1. (7)第 3 条第 4 項各号に定める事実が明らかになった場合	(変更)	第 12 条 解除および損害賠償 1. (7)第 3 条第 3 項各号に定める事実が明らかになった場合